環境委員会資料令和4年8月31日

【議案第111号】

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定 について

資料 1 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定 について

参考資料1 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対 照表

環境局

議案第111号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正 する条例の制定について

余熱利用市民施設の利用料金の上限額を改定し、及び堤根余熱利用市民施設の建替え に伴い当該施設を休止するため改正するもの

1 施設の目的及び名称

川崎市余熱利用市民施設は市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、設置された公の施設である。

- (1) 堤根余熱利用市民施設
- (2) 王禅寺余熱利用市民施設

2 改正理由及び内容

(1) 利用料金の上限額の改定

余熱利用市民施設の施設及び設備の利用料金については、当該施設の受益者負担割合 と標準的受益者負担割合に大きな乖離がないため、令和元年10月の消費税率引上げに よる消費税相当分の引上げを行うことによって、消費税の負担を転嫁することとする。

ア 専用利用料及び設備利用料の改定

- (ア) 専用利用料
 - a 会議室(種別及び利用時間区分に応じて)

770円 \sim 9, 350円 \rightarrow 780円 \sim 9, 520円

- b レクリエーションルーム(利用時間区分に応じて)
 - 4, 400 円 \sim 17, 600 円 \rightarrow 4, 480 円 \sim 17, 920 円
- (イ) 設備利用料
 - $2, 200円 \rightarrow 2, 240円$

(2) 堤根余熱利用市民施設の休止

堤根余熱利用市民施設は、堤根処理センターにおけるごみの焼却に伴う余熱を利用している施設であり、堤根処理センターの建替えに併せて令和5年度から休止するため、 条例の表を改める。

3 施行期日

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

(2)条例施行の際、現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後 改正前

(名称及び位置)

第2条 余熱利用市民施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1,321番地

(名称及び位置)

第2条 余熱利用市民施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市堤根余熱利用市民施設	川崎市川崎区堤根73番地1
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1,321番地

(利用時間及び休館日)

|第7条 余熱利用市民施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。た||第7条 余熱利用市民施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。た| し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

施設名	利用時間	休館日
温水プール	午前10時から午後9	12月29日から
	時まで(7月1日か	翌年の1月5
	ら8月31日までは、	日までの日
	午前9時から午後9	
	時まで)	
老人休養施設	午前9時から午後4	
	時まで	
会議室	午前9時から午後8	
レクリエーションル	時まで	
ーム		
トレーニングルーム		
ギャラリー		
駐車場	午前8時30分から午	
	後 9 時30分まで	

(利用時間及び休館日)

だし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更だし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更 1. マけ臨時に盟館1. 若1くけ休館することができる

、文は臨時に開館し、石しくは外館することができる。				
<u>名称</u>	施設名	利用時間 休館日		
堤根余熱利用	温水プール	午前10時から午後9	12月29日から	
市民施設		時まで(7月1日か	翌年の1月5	
王禅寺余熱利		ら8月31日までは、	日までの日	
用市民施設		午前9時から午後9		
		時まで)		
	老人休養施設	午前9時から午後4		
		時まで		
王禅寺余熱利	会議室	午前9時から午後8		
用市民施設	レクリエーションル	時まで		
	ーム			
	トレーニングルーム			
	ギャラリー			
	駐車場	午前8時30分から午		
		後 9 時30分まで		

改正後

別表(第10条関係)

別表 (第10条関係)

1 施設利用料

(1) 専用利用料

			金	含額		
	種別	午前	午後	夜間	全日	
		9 時~12時	1 時~ 4 時	5時~8時	9時~8時	
会	大会議室	2,800円	<u>3,360円</u>	3,360円	9,520円	
議	第1会議室	<u>780円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,780円</u>	
室	第2会議室	<u>780円</u>	<u>1,000円</u>	1,000円	<u>2,780円</u>	
	第3会議室	<u>780円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,780円</u>	
	第4会議室	<u>780円</u>	<u>1,000円</u>	1,000円	<u>2,780円</u>	
レ:	クリエーション	4 400 111	c 700H	C 700⊞	15 000H	
ルー	ーム	<u>4,480円</u>	6,720円	6,720円	<u>17, 920円</u>	
駐	車場	基本料金		超過料金		
		1台1時間	まで 100円	超過時間30分	分までごとに	
				50円		

備考 利用許可(駐車場を除く。)の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

ماد طد	<u>区分</u>	基本料金	金	超過料金	仓
温水	15歳以上の者	1 1 1	330円	超過時間	165円
ル	3歳以上15歳未満の者(中	1人1回	1100	30分までご	LL
	学生を含む。)	1時間まで	110円	とに	55円

1 施設利用料

(1) 専用利用料 (王禅寺余熱利用市民施設)

		金額				
	種別	午前	午後	夜間	全日	
		9 時~12時	1 時~ 4 時	5時~8時	9時~8時	
会	大会議室	2,750円	3,300円	<u>3,300円</u>	9,350円	
議	第1会議室	<u>770円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>	<u>2,750円</u>	
室	第2会議室	<u>770円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>	2,750円	
	第3会議室	<u>770円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>	2,750円	
	第4会議室	<u>770円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>	2,750円	
レ	クリエーション	4 400 H	c coom	c coom	17. COOT	
ル	ーム	<u>4,400円</u>	6,600円	6,600円	17,600円	
駐	車場	基本料金		超過料金		
		1台1時間	まで 100円	超過時間30分	分までごとに	
				50円		

改正前

備考 利用許可(駐車場を除く。)の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

) H _		<u>区分</u>	基本料金	金	超過料金	金
温力	堤根余	15歳以上の者	1 1 1 1	<u>220円</u>	超過時間	110円
	熱利用	3歳以上15歳未満	1人1回	гоШ	30分までご	1
ル	市民施	の者(中学生を含	1 時間まで	50円	<u>とに</u>	25円

		改正後			
.///	18歳以上の者 12歳以上18歳未満の者 (小 学生を除く。) 18歳以上の学生	1人1回 3時間まで	110円	超過時間 1時間まで ごとに	35円

備考

- 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- 2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者(小学生を除く。)とする。
- 3 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。
- 4 小学生とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の 小学部を含む。)に在学する者をいう。

2 設備利用料

単位	金額
1台、1式その他1単位 1回	<u>2,240円</u>

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

			改正前				
	<u>設</u>	<u>t.)</u>					
	王禅寺	15歳以上の者		330円	Lesse - Liee	165円	
	余熱利	3歳以上15歳未満	1人1回		超過時間		
	用市民	の者(中学生を含	1時間まで	110円	30分までご	55円	
	施設	む。)			とに		
トレ	王禅寺	18歳以上の者		330円		110円	
ーニ	工伸寸 余熱利	12歳以上18歳未満	1 1 1		超過時間		
ング	用市民	の者(小学生を除	1人1回 3時間まで	110⊞	1時間まで	35円	
ルー	施設	⟨ 。)	り時間まり	110円	ごとに	- 35円	
ム		18歳以上の学生					

備考

- 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- 2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者(小学生を除く。)とする。
- 3 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。
- 4 小学生とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の 小学部を含む。)に在学する者をいう。

2 設備利用料

単位		金額
1台、1式その他1単位	1回	<u>2, 200</u> ₽

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、 規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

改正後	改正前
ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する	ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する
場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。